

昭和二十五年農林省令第十六号

漁業法施行規則

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)を
実施するため及び同法の規定に基き、漁業法施行
規則を次のように定める。

(試験研究等の場合の適用除外)

第一条 漁業法(以下「法」という。)に基づく
農林水産省令の規定であつて水産動植物の種
類、大きさ若しくは数量、水産動植物の採捕若
しくは養殖の期間若しくは区域、使用する漁具
若しくは漁法又は水産動植物(その製品を含む
若しくは)の処理若しくは販売についての制限又は
禁止に関するものは、試験研究その他特別の事
由により農林水産大臣の許可を受けた者が行う
当該試験研究等については、適用しない。

第二条 法第四十五条第二項の規定による公示
は、次に掲げる事項についてしなければならない。

- 一 裁定の申請人及び相手方の氏名又は名称及
び住所
- 二 漁業権の種類及び免許番号
- 三 入漁権の変更又は消滅に係る場合にあつて
は入漁登録番号
- 四 申請の内容
- 五 その他参考となるべき事項

第二条の二 法第四十五条第七項の規定による公
示は、法第四十五条第六項各号に掲げる事項及
び前条第一号から第三号までに掲げる事項につ
いてしなければならない。

(公示に基づく許可等の申請期間に関する特別
の事情)

第二条の三 法第五十八条第二項ただし書の農林
水産省令で定める緊急を要する特別の事情は、
一の指定漁業について同条第一項に規定する当
該指定漁業の許可又は起業の認可をすべき船舶
の総トン数別の隻数又は総トン数別及び操業区
域別若しくは操業期間別の隻数(以下この条に
おいて「船舶の隻数」という。)が国際交渉の
結果に基づいて定められる必要がある場合その
他船舶の隻数が国際交渉との関連において定め
られる必要がある場合において、当該国際交渉
との関係上当該船舶の隻数が定められることと
なつた後三箇月以上の申請期間を定めて同項の
規定による公示をするとすれば当該指定漁業の
操業の時機を失し、当該指定漁業を営む者の経
営に著しい支障を及ぼすと認められる事情とす
る。

(漁業取締りに係る体制の整備)

第二条の四 農林水産大臣は、漁業監督官が法第
七十四条第一項の事務を円滑に実施することが
できるよう、漁業取締本部その他必要な体制の
整備を行い、水産庁長官に当該事務等に従事す
る職員を指揮させることにより、漁業取締りの
効果を最大限に發揮させるとともに、漁業取締
りに関する国民の理解の増進を図るものとする
(漁業監督公務員の証票の様式)

第三条 法第七十四条第四項に規定する証票の様
式は、別記第一の通りとする。

第三条の二 法第十八条第二項の海区の数は、
当該交付金を交付する年度の前年度の三月三十
一日現在における法第八十四条第一項の海区の
数によるものとする。

3 法第十八条第二項の海面において漁業を営
む者の数は、直近に公表された漁業センサス規
則(昭和三十八年農林省令第三十九号)第一
条の調査による漁業経営体数中の経営体階層別
経営体数の沿岸漁業層計及び湖沼漁業の部の経営
体階層別経営体数中の計で法第八十四条第一項
の規定により指定された湖沼に係るものを合計
したものであるものとする。

4 法第十八条第二項の海岸線の長さは、前項
に規定する調査による漁業地区の概況中海岸の
状況の海岸線の利用状況別延長の合計で直近に
公表されたものによるものとする。

第四条 法第二十條の規定による許可を受けよ
うとする者は、左に掲げる事項を記載した申請
書に、当該土地の図面を添えて、都道府県知事
に申請しなければならない。

- 一 当該申請に係る土地、立木竹又は土石につ
き所有権その他の権利を有する者の氏名又は
名称及び住所並びに使用の目的及びその期間
- 二 土地を使用する場合にあつてはその所在、
地番、地目及び面積、立木竹又は土石の除去
を制限する場合にあつてはその種類及び所在
地

三 その他参考となるべき事項

第五条 都道府県知事は、法第二十條の規定に
よる許可をしたときは、当該土地、立木竹又は
土石につき所有権その他の権利を有する者に通
知し、且つ、公告するものとする。

第六条 法第二十一条の規定による許可を受け
ようとする者は、土地の所在、地番、地目、面

積及び現況、当該土地につき所有権その他の権
利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに使
用の目的及び期間を記載した申請書に、当該土
地の図面を添えて、都道府県知事に申請しなけ
ればならない。

第七条 法第二十二條の規定による許可を受け
ようとする者は、左に掲げる事項を記載した申
請書に、当該土地の図面を添えて、都道府県知
事に申請しなければならない。

- 一 当該申請に係る土地、木竹又はその他の障
害物につき所有権その他の権利を有する者の
氏名又は名称及び住所並びに立入、伐採又は
除去の目的及び期間
- 二 土地の立入にあつてはその所在、地番、地
目及び面積、木竹の伐採又はその他の障害物
の除去にあつてはその種類及び所在地
- 三 その他参考となるべき事項

(使用権の設定等に関する手続)

第八条 法第二十四條第一項の規定による認可
を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載
した申請書に、当該土地の図面を添えて、都道
府県知事に申請しなければならない。

- 一 当該申請に係る土地又は土地の定着物につ
き所有権その他の権利を有する者の氏名又は
名称及び住所
- 二 当該土地の所在、地番、地目及び面積又は
土地の定着物の所在、種類及び数量並びに土
地又は土地の定着物の利用状況
- 三 使用権の対価、その支払の方法及び時期
- 四 当該土地又は土地の定着物の引渡の時期
- 五 使用開始の時期
- 六 使用権の存続期間
- 七 その他参考となるべき事項

第九条 法第二十四條第四項の規定による許可
を受けようとする者は、当該土地の形質を変更
し、又は当該定着物を損壊し、若しくは収去す
ることにより、当該土地又は土地の定着物の使
用の目的たる漁業に支障を及ぼすおそれがない
事由を具して、都道府県知事に申請しなければ
ならない。

第十条 第四条及び前四条の規定により提出する
書類は、当該申請に係る土地若しくは土地の定
着物又は木竹、土石その他の障害物の所在地を
管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第十一条 法第二十五條第一項の規定による裁
定を申請しようとする者は、法第二十四條第

一項の協議が調わず、又は協議をすることがで
きない事由を記載した申請書に、第八条各号に
掲げる事項を記載した書面及び当該土地に関す
る図面を添えて、当該土地又は土地の定着物の所
在する市町村に沿う海区に設置された海区漁業
調整委員会に提出しなければならない。

第十二條 法第二十六條第一項の規定による裁
定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を
記載した申請書を当該土地又は土地の定着物の
所在する市町村に沿う海区に設置された海区漁
業調整委員会に提出しなければならない。

- 一 当該土地又は土地の定着物につき所有権そ
の他の権利を有する者の氏名又は名称及び住
所
- 二 当該土地の所在、地番、地目及び面積又は
土地の定着物の所在、種類及び数量
- 三 変更又は解除の事由
- 四 変更の内容及び時期又は解除の時期及び条
件
- 五 その他参考となるべき事項

(遊漁規則に規定すべき事項)

第十三條 法第二十九條第二項第五号の農林水
産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 漁場監視員に関する事項
- 二 違反者に対する措置に関する事項
- 三 遊漁規則の認可に係る公示事項
- 第十四條 法第二十九條第七項の農林水産省令
で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 漁業権者の名称及び住所
- 二 漁業権の免許番号
- 三 法第二十九條第一項の認可に係る公示の
場合にあつては同条第二項各号に掲げる事
項、同条第三項の認可に係る公示の場合にあ
つては当該認可に係る変更の内容
- 四 遊漁規則(法第二十九條第三項の認可に
係る公示の場合にあつては、変更後の遊漁規
則)の施行の日

(交付金の交付決定の基礎となる内水面組合の
組合員の数等)

第十五條 法第三十二條において準用する法第
百十八條第二項の内水面組合の組合員の数は、
第三条の二第二項に規定する調査による内水面
漁業協同組合一覧表中の組合員数の総数(法第
八十四条第一項の規定により指定された湖沼に
係る内水面漁業協同組合に係るものを除く。)を
合計したものであるものとする。

2 法第三十二條において準用する法第一百十八
條第二項の河川の延長は、河川法(昭和三十九

年法律第六十七号)が適用され、又は準用される河川の延長を合計したものであるものとする。

(身分証票の様式)

第十六条 法第三十四条第三項に規定する証票の様式は、別記第二の通りとする。

(提出書類の經由機関)

第十七条 法第三十七条の二の規定により都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない申請書その他の書類は、別に農林水産省令で定める場合を除くほか、当該農林水産省令で定める申請又は届出に係る書類については、代表者の住所(地)を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

附則

1 この省令は、漁業法施行の日(昭和二十五年三月十四日)から施行する。

2 左に掲げる省令(以下旧令という。)は、廃止する。但し、旧令廃止の際現に存する漁業権及びこれについて現に存し又は新たに設定される入漁権については、この省令の規定にかかわらず、旧令の規定は、この省令施行後もなおその効力を有する。

漁業に関する願書申請書に貼付の収入印紙消印の件(明治三十五年農商務省令第二十号)

漁業法施行規則(明治四十三年農商務省令第二十五号)

漁業登録令施行規則(明治四十四年農商務省令第一号)

3 前項の漁業法施行規則(明治四十三年農商務省令第二十五号)の規定に基いてした許可その他の行政庁の処分であつてこの省令の規定に基いてすることができるものは、それぞれ、この省令の相当規定に基いてしたものとみなす。

附則 (昭和二十六年九月一日農林省令第六七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十七年七月一日農林省令第五九号)

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、この省令施行後でも、なお従前の例による。

附則 (昭和三十八年一月三十一日農林省令第七号) 抄

1 この省令は、昭和三十八年二月一日から施行する。

附則 (昭和四十六年二月六日農林省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年七月五日農林省令第四九号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六〇年七月一日農林水産省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成元年六月六日農林水産省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成六年九月三〇日農林水産省令第七二号)

この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附則 (平成一二年一月三十一日農林水産省令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年九月一日農林水産省令第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年五月一日農林水産省令第四八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の漁業法施行規則別記第一及び別記第二(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の漁業法施行規則別記第一及び別記第二によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (平成二二年三月一日農林水産省令第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、統計法の施行の日(平成二十一年四月一日)から施行する。

附則 (平成三〇年一月一日農林水産省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年五月七日農林水産省令第一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第一(第三条関係)

別記第二(第十六条関係)

